

施工年 :1994年

建築場所 :埼玉県児玉郡

発注者 :丸紅建設㈱・丸紅㈱

工事名 :宗教法人清統院墓園造成工事

工事写真

施工状況



施工年 :1994年
建築場所 :埼玉県児玉郡
発注者 :丸紅建設㈱・丸紅㈱
工事名 :宗教法人清統院墓園造成工事

工事写真

施工状況

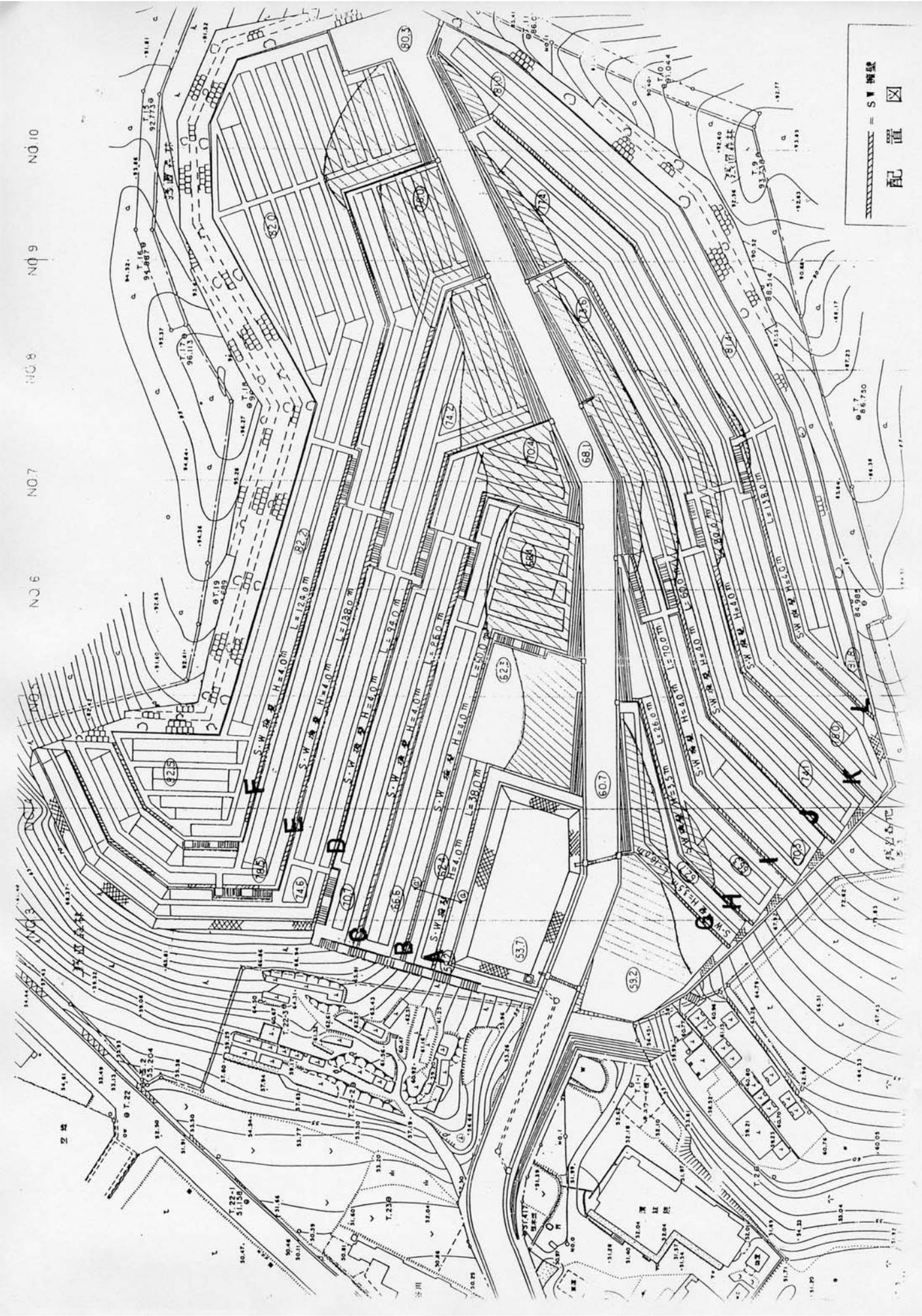


施工年 :1994年
建築場所 :埼玉県児玉郡
発注者 :丸紅建設㈱・丸紅㈱
工事名 :宗教法人清統院墓園造成工事

工事写真

完 了





配置 沟
= S.W. 溝線

評 定 書

株式会社 エス・オール
代表取締役 宮 榮 殿

新日本土木株式会社関東支店
常務取締役支店長 望 月 博 司 殿

平成5年6月17日付け評定申込みのあった下記の件について、当財団基礎
評定委員会（委員長：風間 了）において慎重審議の結果、構造耐力上支障な
いものと評定します。

平成5年10月14日

財団法人 日本建築センター

理事長 澤 田 光 英

記

1. 件 名 宗教法人清統院墓園造成工事にかかる擁壁工事（セーフティウォール工法）
2. 評定事項 宗教法人清統院墓園造成工事にかかる擁壁工事に使用する「セーフティウォール工法」の構造耐力上の安全性及び材料の耐久性
3. 設 計 株式会社 足立建築設計事務所
4. 施 工 株式会社 エス・オール
新日本土木株式会社関東支店
5. 建設予定地 埼玉県児玉郡美里町大字広木字西裏 2069-1 外10筆

認 定 書

埼玉県児玉郡美里町大字広木2110-1

宗教法人清統院
代表役員 関野 壽 雄

さきに申請のあった下記工作物に用いる特殊な構造方法については、
建築基準法第38条の規定に基づき、同法施行令第142条の規定によるも
のと同等以上の効力を有するものと認める。

平成 5 年 12 月 17 日

建設大臣 五十嵐 広

